

一般社団法人 健全AI教育協会 会員規約（改訂版）

第1条（名称）

本規約は、一般社団法人健全AI教育協会（以下「本協会」という）の会員制度に関する事項を定める。

第2条（目的）

本協会は、生成AI時代における健全なAI活用の普及および教育格差の是正を目的とし、AIリテラシー教育、教育者研修、倫理啓発、評価・研究活動等を通じて、すべての人が持続的に学び成長できる社会の実現に寄与する。

第3条（会員の種別および権利）

会員は、次の各号に区分する。

1. **正会員** 本協会の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人。社員総会における議決権を有する。
2. **賛助会員** 本協会の目的に賛同し、資金的または物的支援を行う個人または法人。議決権は有しない。
3. **法人会員** 本協会の目的に賛同し、法人として活動に参加または支援する企業・団体。議決権は有しない。
4. **学生会員** 本協会の目的に賛同する学生（大学院・大学・専門学校・高校生等）。議決権は有しない。

第4条（入会）

1. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
2. 代表理事は、申込から30日以内に承認・不承認を決定し、申込者に通知する。不承認の場合はその理由を明示する。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を承認しない。
 - 申込書に虚偽の記載がある場合
 - 過去に本協会から除名処分を受けた場合
 - 反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - その他本協会の目的達成に支障があると認められる場合
4. 入会が承認された者は、所定の入会金および会費を納入することにより会員となる。

第5条（会費）

1. 会員は、別途定める「会費規程」に基づき入会金および年会費を納入しなければならない。

2. 会費は原則として返還しない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - 本協会の都合により除名した場合
 - 天災その他やむを得ない事由により本協会がサービス提供できない場合
 - その他理事会が特に認めた場合

第6条（会員の権利）

1. 会員は、別途定める「会員特典一覧」に基づく各種サービスを受けることができる。
2. 正会員は、社員総会への出席および議決権の行使ができる。
3. 会員は、本協会の活動に関する情報の提供を受けることができる。

第7条（会員の義務）

会員は、次の各号を遵守しなければならない。

1. 会費を所定の期限までに納入すること
2. 本協会の目的および活動方針に反する行為をしないこと
3. 本協会から提供される情報および資料を適切に管理すること
4. 本規約および本協会が定める諸規程を遵守すること

第8条（禁止事項）

会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. 本協会の名誉、信用または品位を傷つける行為
2. 他の会員および関係者に対する誹謗中傷、差別的言動、ハラスメント行為
3. 本協会が提供する資料、コンテンツ、情報の無断複製、転載、転売、第三者提供
4. 本協会の活動を妨害する行為
5. 法令、公序良俗に反する行為
6. その他本協会が不適當と認める行為

第9条（会費滞納による資格停止）

1. 会員が会費を3ヶ月以上滞納した場合、本協会は書面により納入を催告する。
2. 前項の催告後1ヶ月を経過しても納入がない場合、当該会員の会員資格を停止する。
3. 会員資格が停止された会員は、滞納分を完納することにより資格を回復することができる。

第10条（資格喪失・除名）

1. 会員は次の事由により資格を喪失する。
 - 退会
 - 死亡、失踪宣告、または法人の解散

- 除名

2. 会員が本規約または定款に違反し、本協会に著しい損害を与えたとき、または本協会の目的に反する行為をしたときは、社員総会の決議により除名することができる。
3. 除名の議決を行う場合は、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに書面により通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第11条（退会）

1. 会員は、退会しようとする月の1ヶ月前までに、書面または電子的方法により退会届を提出することができる。
2. 既納の会費は返還しない。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 本協会は、会員の個人情報を本協会が別途定める「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱う。
2. 本協会は、会員の個人情報を本協会の活動目的の範囲内でのみ利用し、会員の同意なく第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。
3. 退会した会員の個人情報は、法令で定める保存期間経過後、適切に削除または廃棄する。

第13条（規約の改定）

1. 本規約の改定は、社員総会の決議により行う。
2. 規約の改定は、会員に対し事前に通知する。

第14条（定款との関係）

本規約の規定が定款の規定と抵触する場合は、定款の規定を優先する。

第15条（紛争解決）

1. 本規約に関して本協会と会員との間で紛争が生じた場合は、まず当事者間での協議による解決を図る。
2. 前項の協議により解決しない場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第16条（事業年度）

本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1. この規約は、2025年〇月〇日から施行する。
 2. この規約の施行前に入会した会員についても、この規約を適用する。
-

別紙 会費規程（改訂版）

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人健全AI教育協会（以下「本協会」という）の会費額および納入方法等を定める。

第2条（入会金）

1. 正会員・法人会員：10,000円
2. 賛助会員・学生会員：免除

第3条（年会費）

1. 正会員
 - 月額払い：1,200円/月（年間14,400円）
 - 年額一括払い：12,000円（年間一括割引適用）
2. 賛助会員
 - 個人：50,000円以上/年（任意設定可）
 - 法人：100,000円以上/年（任意設定可）
3. 法人会員
 - 中小企業（従業員300人未満）：120,000円/年
 - 大企業（従業員300人以上）：300,000円/年
4. 学生会員
 - 無料（学生証の提示が必要）

第4条（会費年度・納入期限）

1. 会費年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 年会費は、各年度の開始前または開始後1ヶ月以内に納入するものとする。
3. 月額払いを選択した正会員は、毎月末日までに翌月分を納入するものとする。
4. 年度途中で入会した会員の年会費は月割計算とする。

第5条（納入方法）

1. 会費の納入方法は、次のとおりとする。
 - クレジットカード決済
 - 銀行振込
 - その他本協会が指定する方法
2. 振込手数料等は会員の負担とする。

第6条（滞納処理）

- 会費を滞納した会員に対しては、本協会は書面、電子メール等により催告を行う。
- 滞納が3ヶ月を超えた場合は、会員規約第9条に基づき会員資格を停止する。
- 滞納が6ヶ月を超えた場合は、会員資格を喪失させることができる。

第7条（改定）

本規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年〇月〇日から施行する。

別紙 会員特典一覧（改訂版）

第1条（目的）

本一覧は、会員種別ごとの提供サービスを明確にし、会員の利便性向上と活動参加促進を図ることを目的とする。

第2条（正会員向けサービス）

- 本協会主催の各種イベント・研修への参加権
- 本協会が開発・提供する教材・ツールの利用権
- 本協会が実施する各種制度への参加権
- 会員専用コミュニティへの参加権
- 社員総会への出席・議決権の行使
- 年次活動報告書の送付

第3条（賛助会員向けサービス）

- 本協会主催の指定イベントへの招待
- 本協会が開発・提供する教材・ツールの優先提供
- 本協会の公式媒体への支援者としての掲載（希望者のみ）
- 年次活動報告書の送付

第4条（法人会員向けサービス）

- 法人向けプログラムの利用権
- 従業員向けサービスの提供
- 本協会の公式媒体へのロゴ掲載

4. 法人代表者等の指定イベント招待
5. 導入支援および成果評価サービス

第5条（学生会員向けサービス）

1. 学生向けイベント・セミナーへの参加権
2. 教材・ガイドラインの提供（無料または割引）
3. 学習支援プログラムへの参加権

第6条（サービス内容の変更）

1. 各種サービスの具体的内容は、本協会が別途定める。
2. サービス内容の変更は、理事会の決議により行い、会員に対し事前に通知する。
3. 重要な変更については、1ヶ月前までに通知する。

附則

この特典一覧は、2025年〇月〇日から施行する。